

ひがし交通だより

東警察署交通第一課
令和6年1月19日
令和6年号外

自転車の交通事故に注意！

1 東区内における自転車関連の交通事故概況(令和5年中)

東区内で自転車当事者となる事故は令和5年中に205件が発生し、前年と比べて2件増加！福岡県下で8番目に多い発生件数で、全人身交通事故の2割を占めています。

時間帯では午前7時～9時、午後5時～7時、事故類型では出会い頭の衝突、年代別では10歳代(中高大学生)、20歳代が当事者となる事故、校区別では松島、多々良、筥松小校区での事故が多発！

2 過去5年間(令和元年～令和5年)の自転車関連の交通事故分析結果

- 自転車が第一当事者(いわゆる加害者)となった事故、もしくは第二当事者(いわゆる被害者)となった事故、東区内では令和元年から令和5年までの過去5年間に総数で1,051件発生し、第一当事者が6%、第二当事者が94%。自転車は被害者となる事故が多く発生していますが加害者となる事故も発生。
- 多くは怪我の軽い事故ですが、**重傷を負う事故が39件発生。**
- 年代別では、第二当事者で20歳代が21%、職業別では**生徒学生が27%を占め第一位。**

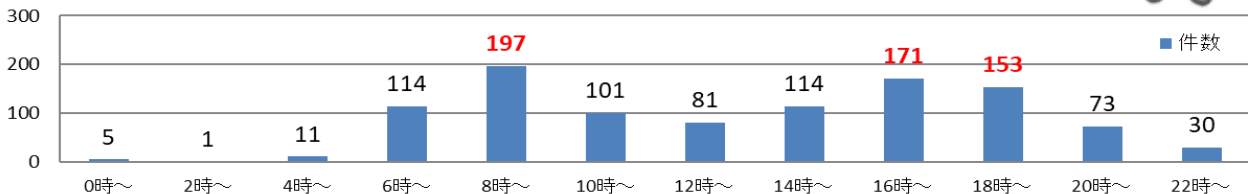
3 自転車の交通事故の特徴

(1) 事故の形態では、**出会い頭の衝突が最も多く53%**、左折する車との衝突が22%を占め、自動車が左折時に自転車を巻き込む、いわゆる「巻き込み事故」や、右折する車との衝突が多く発生。歩行者との事故も17件発生。

(2) 通行目的別では、第一当事者、第二当事者共に訪問時、買物、出勤時が多くを占め、時間帯別では午前8時～9時台、午後4時～7時台の事故が多発。
朝や夕方の時間帯、時間に余裕を持って行動することが大切！



ji



(3) 事故の発生場所は、第一当事者、第二当事者共に、交差点とその付近で多発。事故の原因は安全不確認や一時不停止、信号無視が多く、**交差点での安全確認や左側通行、歩道を通行する際の歩行者優先等、基本的なルールとマナーの遵守が重要！**

※道路交通法の改正により令和5年4月から「全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務」とされています。

東署では自転車の違反に対する取締りも強化しています。

交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう！！



- ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう！